

## 奈半利町移住体験モニターハウス要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、移住促進事業の一環として、移住希望者が一定期間奈半利町(以下「町」という。)での生活体験ができる移住体験モニターハウス(以下「施設」という。)を使用するにあたって、条件等を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町へ移住を希望する者のうち、町の移住担当窓口を通して移住しようとする者。
- (2) 施設 電化製品を備え、移住生活を体験できる住宅。

### (位置)

第3条 施設の位置は、以下に定めるところによる。

### (使用者の資格)

第4条 移住希望者(以下「使用者」という。)は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 町内への移住を希望している者。
- (2) 現に日本国内において居住している者。
- (3) 地域住民と円滑且つ積極的に交流をもてる者。

### (使用期間)

第5条 施設の使用期間は、単位を1日として、最長28日間とする。ただし、1月、7月～9月、12月は使用期間を1週間以内とする。

### (使用申込み)

第6条 施設を使用しようとする使用者は、予め施設の使用について、奈半利町地域雇用促進協議会(以下「協議会」という。)の移住担当窓口に予約しなければならない。

- 2 移住担当窓口を担当する職員は、予約の受付後直ちに移住施設予約受付簿(様式第1号。以下「予約受付簿」という。)にその旨を記載しなければならない。
- 3 使用者は、施設を使用する際、移住施設使用申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)を、協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

### (使用許可)

第7条 会長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し使用問題がないと認めた場合、移住施設使用許可書(様式第3号。以下「許可書」という。)を、使用者に交付しなければならない。この場合において、会長は施設の管理運営上必要と認める場合、その使用について条件を付することができる。

### (使用料)

第8条 使用者は、前条の規定による許可書の交付を受けたときは、次の表に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、やむを得ない事情により会長が特に認めた場合は、この限りでない。

期 間	料 金	
1～7日間	基本料金	6,000円、1日につき200円加算
8～14日間	基本料金	11,000円 "
15～21日間	基本料金	17,000円 "

22～28日間	基本料金	22,000円	＼
---------	------	---------	---

2 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、会長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。

3 使用料には、施設の使用に伴う電化製品使用料、電気料、プロパンガス使用料、水道料を含む。ただし、飲食費並びに洗面具及び衛生用品等の日常消耗品は、使用者の負担とする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用者は、前条第1項に規定する使用料を納めた後に、会長から当該施設の鍵(以下「鍵」という。)を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは、速やかに会長にその旨を報告しなければならない。

(2) 使用者は、火気の取扱に注意し、水道の凍結を防止するとともに、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

(3) ごみは、決められたル-ルに従い排出すること。

(4) 使用者は、施設の使用期間が満了したときは、直ちに会長に当該施設の鍵を返却し、施設を原状に復すること。

(5) その他、施設の使用に関し必要な事項。

(行為の制限)

第10条 施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。

(2) 興行を行うこと。

(3) 展示会、その他これに類する催しをすること。

(4) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。

(5) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。

(6) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(7) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。

(8) その他施設の使用にふさわしくない行為。

(許可の取消)

第11条 会長は、使用者に第8条及び前条の規定に違反する行為があったと認めた場合、第6条の規定による使用許可を取消すことができ、この場合移住施設使用許可取消通知書(様式第4号。以下「取消通知書」という。)を、当該使用者に交付しなければならない。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第12条 使用者が、施設の使用に当たって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は過失により施設若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により会長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 前項前段の規定による施設若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、直ちに移住施設破損(汚損、滅失)届(様式第5号)により会長に報告しなければならない。

(事故免責)

第14条 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内又は施設周辺で発生した事故に対して、会長はその責任を追わないものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。